

# ◎令和3年度 市民税・県民税の申告について

※申告期間は3月15日（月）までとなっております。（土・日・祝日を除く）

## ◎申告をしなければならない方

令和3年1月1日現在、名取市に住所を有する方で、次に該当する方

- ①前年中（令和2年1月～12月）に所得があった方
- ②給与所得者で次に該当する方
  - （1）勤務先から給与支払報告書が名取市に提出されていない方
  - （2）給与所得以外の所得があった方
  - （3）令和2年中に会社を退職した方で年末調整をしていない方
- ③公的年金等所得者で次に該当する方
  - （1）支払者から公的年金等支払報告書が名取市に提出されていない方
  - （2）公的年金等以外の所得があった方

## ◎申告する必要のない方

- ①所得税の確定申告をする方
- ②給与所得のみで、勤務先から給与支払報告書が名取市に提出されている方（給与所得以外の所得がある方は申告が必要です）
- ③年金所得のみで、扶養親族等申告書に記載した配偶者控除、扶養控除、ひとり親控除、寡婦控除および障害者控除以外の所得控除を受けない方

※平成23年分から公的年金の収入額が400万円以下であり、かつ、その年分の公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合、所得税の確定申告書を提出する必要がなくなりました。**ただし、公的年金等以外の所得金額が20万円以下であっても、市県民税の申告は必要です。**また、市県民税が課税される人で、公的年金の源泉徴収票に記載されていない各種控除（生命保険料控除や医療費控除など）がある場合は、市県民税の申告をすることで、市県民税が軽減される場合があります。

- ④生計を一にする方の申告書や源泉徴収票などに、扶養親族として記載されている方

※ただし、名取市以外にお住まいの方の扶養になっている場合は申告が必要な場合があります。

## ◎申告に必要なもの

令和2年中の所得の内容が分かるもの、各種所得控除を受けるための書類を準備して下さい。

所得	営業等	収入金額及び必要経費の分かる帳簿または明細書等（項目ごとに集計したもの）
	農業	
	不動産	
	給与・配当・年金	源泉徴収票（年金受給者は年金の源泉徴収票）、給与明細書、支払証明書等
	譲渡	契約書（金額・譲渡時期・譲渡物件の分かるもの）、収用の場合は買取証明書
所得控除	雑損控除	盗難または火災の証明書（災害等による損失や補てんの額が分かるもの）
	医療費控除	医療費の領収書又は医療費控除の明細書等（医療保険金や高額療養費で補てんされた場合にはその金額が分かるもの）
	社会保険料控除	国民健康保険税、国民年金、介護保険料などの支払い金額が分かるもの
	小規模企業共済等掛金控除	支払った掛金の額の証明書
	生命保険料控除	支払保険料等の証明書類
	地震保険料控除	支払保険料等の証明書類
	障害者控除	証明する手帳等
寄附金税額控除	市民税・県民税の寄附金税額控除となると認められた受領証明書等	

※源泉徴収票や事業所得の収入・経費が確認できる書類、各種所得控除の証明書を紛失された方は、それらの発行元より再発行を受けてください。

## ◎お問い合わせ先

〒981-1292 名取市増田字柳田80番地

名取市総務部税務課市民税係 TEL 022-724-7114（直通）